

令和3年度鳥取市職員採用試験 (令和4年4月採用予定)

受 験 案 内

募集職種

任期付職員
【臨床心理士】

受付期間 令和3年9月21日(火)～令和3年10月15日(金)

試験日 第1次試験 令和3年11月7日(日)

試験会場 鳥取市役所本庁舎(鳥取市幸町71番地)



鳥取市総務部職員課(本庁舎6階)

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

電話(0857)30-8116(直通)

SQのあるまち 鳥取市

鳥取市公式ウェブサイト <http://www.city.tottori.lg.jp/>

1 試験区分、採用予定者数、受験資格及び職務内容

試験区分	採用 予定者数	受験資格	職務内容
臨床心理士	1名程度	次のアからウまでの要件のすべてに該当する人 ア 臨床心理士資格又は臨床発達心理士資格を取得している人【注1】 イ アの資格に関連した児童発達に関する発達検査の実施、保護者や保育・教育関係者からの相談業務などの実務経験を有している人【注2】 ウ 普通自動車の運転免許証を取得している人	市の機関に勤務し、専門的業務に従事します。

【注1】資格・免許を有する職種については、令和4年3月31日までに取得見込みの者を含みます。
また、取得見込みで受験する場合、令和4年3月31日をもって当該資格・免許を取得できていない場合は、採用試験を合格していても採用候補者名簿の登録資格を失います。

【注2】最終合格発表後に実務経験証明書を提出していただきます。

※ 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合があります。

※ 市の機関とは、市長事務部局、教育委員会等各種委員会、水道局及び市立病院をいいます。

※ 申込日現在、鳥取市職員（任期の定めのない職員に限る。）である人は、受験できません。

《受験できる人》

- 日本国籍を有する人
- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

《受験できない人》

- 地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 任用期間 令和4年4月1日（予定）から令和7年3月31日まで

※ 任期の更新はありません。

3 受付期間 令和3年9月21日（火）から令和3年10月15日（金）まで

原則、電子申請のみで受け付けを行います。やむを得ない事情により、電子申請による申込みができない場合は、郵送で申込みをしてください。

《電子申請による申込みの受付時間》

令和3年9月21日（火）12時から令和3年10月15日（金）24時まで、いつでも受け付けています。

《郵便又は信書便による申込みの受付》

令和3年10月13日（水）までの消印（通信日付印）等、受付期間内に申込み手続きを済ませたことが明確に確認できる場合に限り受け付けます。申込みできる期間が、電子申請と異なりますのでご注意ください。

4 試験日、試験会場

試験	試験日	試験会場
第1次試験	令和3年11月7日(日) 【受付時間】 9:00～9:30 【論文試験】 10:00～11:30	鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎
第2次試験	12月中旬 第1次試験合格通知書で指定する日	第1次試験合格通知書で指定する場所

※申込者数によっては時間割を変更することがあります。

5 受験申込手続

原則、電子申請のみで受け付けを行います。やむを得ない事情により、電子申請による申込みができない場合は、郵送で申込みをしてください。

(1) 電子申請による申込みの場合

鳥取市公式ウェブサイト (<http://www.city.tottori.lg.jp/>) トップページ「大切なお知らせ」から「令和3年度鳥取市職員採用試験について」→「令和3年度鳥取市職員採用試験受験案内(任期付職員【臨床心理士】)」を開き、専用入力フォーム「とっとり電子申請サービス」に必要事項を入力し、送信してください。送信後、「申込完了通知メール(自動送信メール)」が届きます。その中に記載されている「整理番号」と「パスワード」は受験票作成の際に必要となりますので、必ず保管しておいてください。「申込完了通知メール」が届いてから4日が経過しても受付完了をお知らせする「受理通知メール」又は内容の不備をお知らせする「返却通知メール」が届かない場合は、鳥取市総務部職員課人事係にお問い合わせください。申込期限の直前は、サーバが混み合うおそれがありますので、時間に余裕をもって申し込んでください。

(注1) 複数回申込み(送信)をしたり郵便等による申込みと併用しないでください。

(注2) 電子メール受信用のメールアドレス(パソコン用)及び受験票を作成するためのプリンタが必要です。メールアドレス(パソコン用)及びプリンタがない場合は、電子申請による申込みは行わないでください。また、ご使用の機器や環境によっては、申込みできない場合があります。

(注3) 受験票は次の方法により作成し、試験当日に必ず持参してください。

① 10月25日(月)以降に送付する電子メールを確認し、メールに記載されたアドレスをクリックして「とっとり電子申請サービス」のページを開き、「整理番号」と「パスワード」を入力して表示された申込内容照会画面から受験票をダウンロードし、印刷してください。

② 印刷した受験票様式に所定のサイズの写真を貼って、署名欄に自署してください。名前、住所等が常用漢字ではないために電子申請による申込時に正しく入力できなかった場合は、「通信欄」に正しい漢字を記入してください。

(2) 郵便又は信書便による申込みの場合

提出書類…所定の受験申込書 1部、受験票返送用封筒 1通

記入要領をよく読んで、受験申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。この提出を受けて、受験票返送用封筒で受験票を返送しますが、10月25日(月)までに到着しないときは、鳥取市総務部職員課人事係にお問い合わせください。

なお、受験票返送用封筒「定形長3(23.5cm×12cm)」には、あらかじめ84円切手を貼り、受験票返送先の住所、氏名及び郵便番号を記入してください。

申込先……鳥取市総務部職員課人事係(〒680-8571 鳥取市幸町71番地)
封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。

(3) 注意事項

- ・受験申込時の記入事項に不備がある場合は、申込みを受け付けできない場合があります。受験申込手続には十分注意してください。また、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込んでください。
- ・身体に障がいのある方で、車いすで来場される等、試験実施時に配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込み時にその旨をお知らせください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

6 試験内容

試験区分	試験種目	内 容
第1次試験	論文試験 (1時間30分)	公務員として必要な見識、思考力、文書の表現力などの能力及び専門的思考についての筆記試験
第2次試験	職場適性検査 ^{【注】} (20分)	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
	人物試験	自己アピール審査(自由テーマで3分間の自己PRについて審査)及び個別面接による人物についての口述試験

【注】職場適性検査については、第1次試験合格通知到着後に各自インターネット接続環境を使って受けていただきます。第1次試験合格通知に記載するパスワードを用いて指定する検査サイトにログインし、職場適性検査(20分)に臨んでください。なお、合格通知に記載する指定日までに、この検査を受けていない場合、受験放棄とみなし、その他の第2次試験を受けることはできませんのでご注意ください。なお、インターネット接続環境のない方は、鳥取市役所職員課に直接お越しのうえに検査を受けることができます。職員課にて検査を受ける場合の受付時間は、8時30分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)です。

7 合格者の決定方法

第1次試験については論文試験の得点の高い順に、第2次試験については人物試験の得点の高い順に職場適性検査の結果を勘案して合格者を決定します。

なお、各試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に到達しない場合は、不合格となります。

※ 試験の結果によっては、合格者がいない場合もあります。

8 合格者の発表

区 分	発表時期	発 表 の 方 法
第1次試験合格者	12月1日(水) (予定)	合格者の受験番号を市本庁舎6階掲示板に掲示し、併せて鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、 <u>合格者に対してのみ結果を通知</u> します。 <u>なお、第2次試験に限り、受験者全員に結果を通知</u> します。
第2次試験合格者	12月下旬	

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証、個人番号カード等の写真付きの身分証明書いずれかを一点を携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、代理等による請求では開示できません。

開示対象者	開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人	試験種目ごとの得点、 合計得点、順位	それぞれ試験の合格発表の日 から1か月間	総務部職員課 (市本庁舎6階)
第2次試験				

10 合格者の採用及び給与

(1) 採用

令和4年4月1日の予定（受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載等がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。また、必要な資格や免許が取得できていない場合は、合格していても採用候補者名簿の登録資格を失います。）

(2) 給与

令和3年4月1日現在における初任給（月額）は、次のとおりです。（給料表の改定等により変更となる場合があります。）なお、職歴等のある人は、その経歴に応じて加算される場合があります。

新規卒業者初任給（月額）	参 考
大学卒業 182,200円	大学卒業後、民間企業等で8年の実務経験を有する 30歳の者 概ね月額234,400円
短大卒業 163,100円	
高校卒業 150,600円	大学卒業後、民間企業等で13年の実務経験を有する 35歳の者 概ね月額258,800円

このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年2回支給）、時間外勤務手当等が、それぞれの条件に応じて支給されます。

(3) 勤務条件

任期付職員は、任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、正規の職員（任期の定めのない職員）と同様の扱いとなります。

採用後の6か月間は、条件付採用（試用期間）となりますので、この期間の勤務成績が不良の場合は、本採用されないことがあります。

現在、企業等に在職中の人を採用された場合は、その企業等を退職していただくことになります。また、採用後は許可なく他の職（アルバイト等）に従事することはできません。

11 その他

(1) 日本国籍を有しない職員の任用について

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則に基づき、外国籍の職員は「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる職以外の職に任用されます。

「公権力の行使」に該当する業務及び「公の意思形成への参画」に携わる職の主なものは次のとおりです。

公権力の行使に該当する業務

○税の賦課・徴収・滞納処分に関する事務、生活保護に関する事務、建築確認に関する事務など

公の意思形成への参画に携わる職

○行政施策の企画、立案、決定に参画する職で、部長・局長・次長・課長など

(2) 第1次試験に関する注意事項

- ・試験当日は、必ず受験票に記載している受付時間内に会場入りし、受付を済ませてください。原則として、遅刻者は受験できません。
- ・試験会場の駐車場は台数に限りがありますので、自家用車等での来場はご遠慮ください。(駐車場内でのトラブルに関しては、一切責任を持ちません。また、会場駐車場以外の商業施設への駐車、道路への路上駐車は絶対にしないでください。)
- ・受験の際は、受験票、筆記用具(HB鉛筆、消しゴム)、時計を必ず持参してください。
- ・時計は、時計機能だけのものに限りです。
- ・試験会場(敷地内含む。)での喫煙は、禁止します。
- ・試験中は、携帯電話、スマートフォンなど携帯端末の使用は禁止します。
- ・鳥取市が実施している他の試験との併願を可とします。

(3) その他

- ・新型コロナウイルス感染症や地震、台風などの災害等により、やむを得ず選考日程・会場を変更する場合があります。選考実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、鳥取市公式ウェブサイトでお知らせしますので試験前日まで日々ご確認ください(選考日程の変更により生じた交通費・宿泊費等に係る損害については一切負担しませんので予めご了承ください。)
- ・鳥取市職員採用試験は、皆さまの申込みによって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は、体調不良の場合を除き必ず受験していただきますようお願いいたします。

1.2 個人情報の取扱い

令和3年度鳥取市職員採用試験の実施に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。

新型コロナウイルス感染症に関する注意事項

(1) 体調管理について

受験者の皆さんは、こまめな手洗い、マスクの着用、咳エチケット、こまめな換気、3つの密(密閉・密集・密接)を避ける、免疫力を高めるための十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事をとる等、感染予防を徹底し、体調管理に努めていただくようお願いします。

(2) マスクの着用等

試験会場では、感染予防のため、マスクの持参・着用をお願いするとともに、咳エチケットの徹底をお願いします。また、試験時間中の写真照合等、試験係員の指示があるとき以外はマスクの着用をお願いします。

(3) 体調不良の方

新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方や、濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。

発熱、咳などの風邪症状のある方で受験を憂慮される方は、受験を自粛してください。なお、今後の新型コロナウイルス感染の状況により、これ以外にも何らかの対応をお願いすることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。